



北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年2月1日

北海道市町村職員退職手当組合  
組 合 長 宮 本 憲 幸

北海道市町村職員退職手当組合条例第4号

北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部を改正する  
条例の一部を改正する条例

北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部を改正する条例（令和4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の10項を加える改正規定のうち第45項中「適用については、」の次に「第4条第1項第5号、第5条第1項第9号及び」を、「応じ、」の次に「第4条第1項第5号括弧書及び第5条第1項第9号括弧書中「定年」とあり、並びに」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。